

## 動物用医薬品卸売販売業許可申請

動物用医薬品の卸売販売をする業態です。（特定の相手方にのみ販売可能）

営業所管理者として薬剤師がいなければなりません。

ただし、農林水産大臣が指定する医薬品以外の動物用医薬品のみを販売する場合は、営業所管理者として薬剤師に代わり動物用医薬品登録販売者でも販売可能です。

\* 動物用医薬品等取締規則：以下、「取締規則」という

	文 書 名	根拠法令等	様 式
申請書 (必須)	・ 動物用医薬品卸売販売業許可申請書 ※1	取締規則第 94 条	様式第 37 号
添付書類	・ 登記事項証明書（法人の場合） ※2	取締規則第 94 条第 3 項	
	・ 薬事に関する業務に責任を有する役員 【責任役員】の範囲を示す書類：定款、組織規程（図）又は業務分掌表等（法人の場合）	法関係事務に係る技術的な助言について第 2 の 1	
	・ 薬剤師免許証又は販売従事登録証の写し （申請者又は管理者） ・ 申請者と営業所管理者との関係を証する書類（雇用証明書等） ※2	取締規則第 94 条第 3 項	参考様式 1
	（営業所管理者以外の雇用販売従事者） ・ 薬剤師免許証又は販売従事登録証の写し ・ 申請者と販売従事者の関係を証する書類（雇用証明書等） ※2		参考様式 1
	・ 登録販売者を営業所管理者とする場合、実務（業務）経験を証明する書類	取締規則第 110 条の 3	参考様式 2
	・ 営業所構造設備の概要を説明する図面	申請様式備考	
	・ 営業所の所在地を示す付近の略図		
・ 許可手数料（和歌山県証紙） 29,000円			

※1 内容確認のために連絡させていただくことがあるので、参考事項欄に担当者名と連絡先を記載して下さい。

※2 法に基づく他の許可の申請又は届出に関して、和歌山県知事に概ね 3 ヶ月以内に提出された書類については、原本の提出は省略できます（写しの提出で対応できます）。

この場合、参考事項欄に、写しで提出する書類名及び原本の提出先を記載して下さい。